



【写真上】飯岡地区山口団地の道路を流れる泥水と民家にひっかかった流木
 【写真左】加茂地区河ヶ平の山腹崩落現場。国道194号が土砂で埋まり、通行不能となった。

台風21号被害に対する支援策について



【写真右】小松町妙の谷川橋の橋げたにひっかかった流木の撤去の様子
 【写真下】小松町新屋敷地区の小松川にかかる一本松橋

【写真上】神戸地区船形の道路上に散乱する大きな石や流木。民家の中にまで大量に流入した。



次の支援策は、災害当時に災害救助法等が適用された、旧西条市・旧小松町の住民のみが対象となります。

被災者生活再建支援法に係る支援

- ① 対象世帯
全壊、大規模半壊
- ② 対象経費
生活関係経費（生活再建に必要な物品の購入費と修理費等）、居住関係経費（解体（除却）、撤去、整地費等）
- ③ 支援金
災害の程度・世帯の収入に応じて37万5千円～300万円

被災者生活再建緊急支援事業

- ① 対象世帯
全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水
- ② 対象経費
住宅の解体（除却）・撤去・整地費、物品の購入費、修理費
- ③ 補助金の額（使った費用の4分の3）

- ④ 申請期限
平成17年2月28日（月）

貸付金

災害援護資金貸付金

- ① 対象世帯
全壊、半壊、床上浸水等（世帯の所得制限があります。）
- ② 貸付限度額
災害の程度に応じて150万円～350万円
- ③ 貸付利率
年3%（利子については、償還後、利子補給されます。）
- ④ 申請期限
災害発生日から3カ月以内

生活福祉資金貸付金（住宅資金および災害援護資金）

- ① 対象世帯
被害に遭った低所得者世帯
- ② 貸付限度額
災害の程度に応じて150万円～350万円
- ③ 貸付利率
年3%（利子については、償還後、利子補給されます。）

◎その他支援策

各団体から災害の程度に応じて見舞金が支給されます。

◎お問い合わせ先

西条市庁舎社会福祉課総務福祉係（☎0897-561515 1内線2323）